



熊本県公報

第12089号

平成24年2月24日(金)

(毎週 火・金発行)

目次

告 示

- 車両制限令第3条第1項第2号イに定める道路の指定…………… (道路保全課) 1
- 道路の区域変更…………… (//) 2
- 道路の区域変更…………… (//) 2
- 道路の区域変更…………… (//) 2
- 公益法人熊本県緑化推進委員会の名称変更…………… (森林整備課) 2
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 3
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (//) 3
- ふるさと熊本の樹木の登録に関する要項の一部を改正する要項…………… (自然保護課) 3
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 4
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 4
- 道路の供用開始…………… (//) 4
- 指定知的障害児施設等の指定の辞退…………… (障がい者支援課) 6
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定…………… (//) 7
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定…………… (//) 7
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定…………… (//) 7
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 8
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (//) 8
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (//) 8
- 土地改良区役員の退任及び就任…………… (農村計画課) 8
- 換地処分…………… (農地整備課) 9
- 県営土地改良事業計画の変更…………… (農村計画課) 9
- 土地改良区の定款変更認可…………… (//) 10
- 熊本県個人情報保護制度審議会の開催…………… (熊本県個人情報保護制度審議会) 10
- 高等学校通信教育規程第3条による協力校の指定に関する告示の一部改正…………… (高校教育課) 10
- 熊本県環境審議会第2回鳥獣部会の開催…………… (熊本県環境審議会) 10
- 第3回熊本県少年保護育成条例改正検討委員会の開催…………… (熊本県少年保護育成条例改正検討委員会) 11
- 第140回熊本県都市計画審議会の開催…………… (熊本県都市計画審議会) 11
- アサリの採捕制限…………… (天草不知火海区漁業調整委員会) 12
- 平成23年度第2回県立図書館協議会の開催…………… (県立図書館) 13
- 平成23年度第2回菊池地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の開催…………… (菊池地域保健医療推進協議会) 13

告 示

熊本県告示第182号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項第2号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のとおり指定する。

平成24年2月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 指定する道路の種類、路線名及び区間

道路の種類	路 線 名	区 間
一般国道	324号	天草市有明町上津浦字美ノ越1907番3地先から上天草市松島町今泉字御手水4056番99地先まで

2 指定する期日 平成24年4月1日

熊本県告示第183号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成24年2月24日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年2月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	内牧坂梨線	阿蘇市一の宮町手野字平井 1763番2地先から 同所 1762番地先まで	前	3.9 ～ 6.1	27.2	単道改 (改築 に伴う 拡幅)
			後	7.5 ～ 13.7	28.1	

2 区域を変更する期日 平成24年2月24日

熊本県告示第184号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成24年2月24日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年2月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	熊本菊陽線	菊池郡菊陽町大字原水字南方 727番2地先から 同所 727番2地先まで	前	13.6 ～ 17.4	35.2	廃道処 分
			後	12.0 ～ 12.5	35.2	

2 区域を変更する期日 平成24年2月24日

熊本県告示第185号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成24年2月24日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年2月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	辛川鹿本線	菊池市七城町蘇崎 224番地先から 同所 219番7地先まで	前	3.8 ～ 10.7	69.0	単道改 (改築 に伴う 拡幅)
			後	6.1 ～ 13.0	69.0	

2 区域を変更する期日 平成24年2月24日

熊本県告示第186号

緑の募金による森林整備等の推進に関する法律（平成7年法律第88号）第5条第3項の規定により変更の届出があったので、同条第4項の規定により公示する。

平成24年2月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

届出があった機関の名称	変更があった事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日
公益社団法人熊本県緑化推進委員会	名称の変更	社団法人熊本県緑化推進委員会	公益社団法人熊本県緑化推進委員会	平成24年2月1日

熊本県告示第187号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成24年2月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ニチイケアセンター荒尾宮内 荒尾市宮内844番地1	株式会社ニチイ学館	平成24年2月15日

熊本県告示第188号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成24年2月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ニチイケアセンター荒尾宮内 荒尾市宮内844番地1	株式会社ニチイ学館	平成24年2月15日

熊本県告示第189号

ふるさと熊本の樹木の登録に関する要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成24年2月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

ふるさと熊本の樹木の登録に関する要項の一部を改正する要項
ふるさと熊本の樹木の登録に関する要項（昭和55年熊本県告示第419号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第2号中「第6条第5項」を「第5条第5項」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式

年 月 日

熊本県知事 様

住所
氏名 印
電話番号

ふるさと熊本の樹木登録申込書
このことについて、ふるさと熊本の樹木の登録に関する要項第5条第2項の規定に基づき、下記の樹木等につき登録されるよう申込みます。

記

- 1 樹木の名称
- 2 樹木の数及び樹種名 本
- 3 樹木の歴史的・伝説的由来等
- 4 樹木の所在地
- 5 土地の所有者

- (1)住所
- (2)氏名
- 6 樹木の所有者
 - (1)住所
 - (2)氏名
- 7 樹木の管理者
 - (1)住所
 - (2)氏名
- 8 その他

附 則
この要項は、平成24年2月25日から施行する。

熊本県告示第190号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成24年2月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡多良木町大字奥野字屋尻1308番1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字屋尻1308番1（次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県球磨地域振興局並びに多良木町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第191号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成24年2月24日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成24年2月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
一般国道	324号	天草市有明町大島子字丸尾 1583番5地先から 同市有明町大島子字サラトイ 1409番1地先まで	212.4	広域連携交安 (歩道整備、 車道拡幅)

2 供用を開始する期日 平成24年2月24日

熊本県告示第192号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成24年2月24日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成24年2月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	501号	熊本市河内町船津字新地 2945番1地先から 同市河内町船津字切畑 2542番1地先まで	137.4	歩道整備、 法面保護
		熊本市河内町大字河内字射崎 738番1地先から 同所 731番10地先まで	161.3	法面保護
		熊本市浜口町字荒田 1120番1地先から 同市浜口町字下井流 799番地先まで	84.1	歩道整備
		熊本市銭塘町字三町 2834番1地先から 同所 2774番2地先まで	108.1	歩道整備、 車道拡幅
		熊本市銭塘町字三町 1064番地先から 同所 1068番2地先まで	99.9	
		主要地方道	熊本玉名線	熊本市島崎七丁目 895番2地先から 同所 895番2地先まで
主要地方道	熊本田原坂線	熊本市碓川町 1533番2地先から 同所 1127番地先まで	347.4	歩道整備
		熊本市碓川町 1122番1地先から 同所 1120番1地先まで	73.3	
		熊本市碓川町 1141番1地先から 同所 1106番2地先まで	85.3	
主要地方道	熊本菊鹿線	熊本市八景水谷一丁目 31番19地先から 同所 1200番4地先まで	99.0	歩道整備、 車道拡幅
主要地方道	熊本大津線	熊本市八景水谷一丁目 61番9地先から 同所 61番25地先まで	39.0	歩道整備、 車道拡幅
一般県道	植木河内港線	熊本市河内町野出 1875番6地先から 同所 1875番2地先まで	151.7	法面保護、 車道拡幅
		熊本市河内町大字清田	76.8	車道拡

		1878番地先から 同所		幅
一般県道	瀬田熊本線	1900番地先まで 熊本市石原町二丁目 6番3地先から 同所	158.9	歩道整備、車道拡幅
一般県道	託麻北部線	403番4地先まで 熊本市龍田町弓削 312番1地先から 同所	35.3	歩道整備、車道拡幅
		312番1地先まで 熊本市龍田町弓削 1020番地先から 同所	233.4	
一般県道	益城菊陽線	1011番1地先まで 熊本市小山四丁目 2番43地先から 同所	68.2	歩道整備、車道拡幅
一般県道	熊本菊陽線	3番23地先まで 熊本市龍田二丁目 17番31地先から 同所	117.2	歩道整備
一般県道	川尻宇土線	18番31地先まで 熊本市富合町清藤字天神免 168番1地先から 同市富合町志々水字大坪 78番2地先まで	364.7	歩道整備、車道拡幅
		熊本市富合町志々水字居合 187番地先から 同市富合町古閑字裏免 825番2地先まで	212.0	
		熊本市富合町古閑字前村田 1064番1地先から 同所	148.0	
		1083番3地先まで 熊本市富合町田尻字平碓 355番地先から 同市富合町田尻字八反田 580番1地先まで	411.0	
		熊本市富合町田尻字八反田 586番地先から 同所	78.0	
		588番1地先まで		

2 供用を開始する期日 平成24年2月24日

熊本県告示第193号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の14の規定により次の重症心身障害児施設から指定の辞退の届出があった。

平成24年2月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

指定知的障害児施設等の名称及び所在地	指定知的障害児施設等の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	辞退年月日	事業所番号	指定知的障害児施設等の種類
水俣市立明水園 水俣市浜4076	水俣市 水俣市陣内一丁目1番1号 水俣市長 宮本勝彬	平成24年 3月31日	4350700011	重症心身障害児施設

熊本県告示第194号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。
平成24年2月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
福祉と農業の会（福農会） 山鹿市鹿央町千田836-2	NPO法人花織部 玉名市川部田282番地1 帆足 誠司	平成24年 3月1日	4310500246	就労継続支援A型

熊本県告示第195号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。
平成24年2月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
花織部グループホーム事業部 山鹿市鹿央町千田836-2	NPO法人花織部 玉名市川部田282番地1 帆足 誠司	平成24年 3月1日	4320500251	共同生活援助

熊本県告示第196号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。
平成24年2月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
ゆめ工房 熊本市新屋敷3丁目9-22	株式会社ケンショウ 熊本市島崎一丁目31番1-106号 宮村 裕子	平成24年 3月1日	4310101441	就労継続支援A型

公 告

熊本県公告第87号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成24年2月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市須屋字陳ノ平1468番1、同1468番5及び同1468番6
1, 975.58平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市水道町4番31-302号
矢野 辰善

熊本県公告第88号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成24年2月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市御代志字黒木1988番6の一部
499.99平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
合志市須屋2034番地33
木村 勲雄

熊本県公告第89号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成24年2月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市福原字蛇塚2671番3、同2671番4、同2671番5、同2671番7
及び同2671番8
496.00平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池郡菊陽町光の森三丁目4番地6 アーサー光の森ロイヤル401号
平田 宏志

熊本県公告第90号

熊本市に事務所を置く植木町土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。
平成24年2月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	富田 範義	熊本市植木町宮原19番地
理事	宮部 弘	熊本市植木町田底1428番地
理事	田中 昭助	熊本市植木町正清43番地2
理事	高木 實	熊本市植木町山本415番地
理事	小清水 義幸	熊本市植木町清水1532番地1
理事	井村 憲二	熊本市植木町清水2380番地
理事	東田 憲成	熊本市植木町内209番地
理事	中尾 則二	熊本市植木町亀甲390番地3
理事	吉村 誠也	熊本市植木町亀甲890番地2
理事	丸山 隆照	熊本市植木町有泉756番地1
理事	太田 喜久雄	熊本市植木町大井366番地

理事	氏田 十一	熊本市植木町舟島388番地
理事	堀 日出夫	熊本市植木町小野1226番地2
理事	福嶋 德行	熊本市植木町古閑27番地1
理事	池上 幸則	熊本市植木町石川485番地3
理事	宮田 誠也	熊本市植木町岩野2119番地
監事	前田 孝則	熊本市植木町田底2263番地
監事	米村 哲夫	熊本市植木町清水3797番地
監事	廣岡 高美	熊本市植木町岩野3157番地
就任		
理事	田中 博明	熊本市植木町内214番地
理事	芦村 至泰	熊本市植木町田底2343番地
理事	角田 勝幸	熊本市植木町田底916番地
理事	田中 誠二	熊本市植木町正清68番地
理事	有働 宏祀	熊本市植木町宮原331番地2
理事	三代 憲正	熊本市植木町清水1508番地
理事	井村 憲二	熊本市植木町清水2380番地
理事	高田 嗣人	熊本市植木町内323番地
理事	谷口 富士男	熊本市植木町山本1921番地1
理事	泉田 成雄	熊本市植木町亀甲1920番地
理事	平川 友昭	熊本市植木町今藤316番地1
理事	丸内 東光	熊本市植木町大井500番地
理事	福嶋 德行	熊本市植木町古閑27番地1
理事	丸山 正弘	熊本市植木町有泉1064番地
理事	堀 日出夫	熊本市植木町小野1226番地2
理事	早川 正敏	熊本市植木町石川733番地
理事	本田 昇	熊本市植木町岩野2906番地1
理事	平野 幸雄	熊本市植木町平井21番地1
監事	大島 和時	熊本市植木町田底2261番地2
監事	中園 輝幸	熊本市植木町清水2989番地1
監事	青木 正信	熊本市植木町岩野3582番地

熊本県公告第91号

県営羊角湾周辺二期地区（越地工区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。

平成24年2月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第92号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営花房中部2期地区土地改良事業（区画整理）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成24年2月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 縦覧に供する書類の名称
変更後の県営花房中部2期地区土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 縦覧期間
平成24年2月27日から平成24年3月26日まで
- 縦覧場所
菊池市役所

熊本県公告第93号

球磨郡湯前町に事務所を置く幸野溝土地改良区理事長宮原辰紀から平成23年11月10日付けで申請のあった定款の変更については、平成24年2月16日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。
平成24年2月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登載依頼**熊本県個人情報保護制度審議会公告第1号**

熊本県個人情報保護制度審議会の会議を次のとおり開催します。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。
平成24年2月24日

熊本県総務部長

- 日時
平成24年3月5日（月）
午前9時30分から午前11時30分
- 会場
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館5階審議会室
- 議事概要
(1) 会長選任
(2) 会長職務代理者の指名
(3) 保険医療機関等の指導・監査業務に係る診療報酬明細書等（写）の熊本県国民健康保険団体連合会等からの入手事務について（条例第7条第3項第8号の例外的に本人以外から個人情報を収集する事務）
- 傍聴者の定員
10人
- 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、当該会議の会場前において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができます。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 問合せ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県個人情報保護制度審議会事務局（熊本県総務部文書私学局県政情報文書課）
（電話096-333-2068）

熊本県教育委員会告示第2号

昭和42年3月8日熊本県教育委員会告示第1号（高等学校通信教育規程第3条の協力校）の一部を次のように改め、平成24年4月1日から施行する。
平成24年2月24日

熊本県教育委員会委員長 古 莊 文 子

「熊本県立阿蘇高等学校」及び「熊本県立矢部高等学校」を削り、「熊本県立鹿本高等学校」の次に次のように加える。

「熊本県立阿蘇中央高等学校
熊本県立矢部高等学校」

熊本県環境審議会鳥獣部会公告第2号

平成23年度熊本県環境審議会第2回鳥獣部会の会議を次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は次のとおりとする。
平成24年2月24日

熊本県環境審議会鳥獣部会

部会長 阿 部 正 喜

- 開催日時
平成24年3月5日（月）
午後2時から午後4時まで
- 開催場所
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁本館13階 展望会議室
- 議題
(1) 第11次鳥獣保護事業計画の策定について
- 傍聴者の定員
10人

- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに当会議の会場において受け付けのうえ、事務局の指示に従い会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴の手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
 熊本県環境生活部環境局自然保護課
 (電話096-333-2275)

熊本県少年保護育成条例改正検討委員会公告第3号

熊本県少年保護育成条例改正検討委員会の会議を次のとおり開催する。

平成24年2月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開催日時
平成24年3月2日(金)
午後2時から午後4時まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館5階 審議会室
- 3 議題
熊本県少年保護育成条例の改正検討について
- 4 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 5 傍聴者の定員
10人
- 6 問合せ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県環境生活部県民生活局くらしの安全推進課青少年班
(電話096-333-2294(ダイヤルイン))

熊本県都市計画審議会公告第3号

第140回熊本県都市計画審議会を次のとおり開催します。

平成24年2月24日

熊本県都市計画審議会
会長 両 角 光 男

- 1 日時
平成24年3月5日(月) 午前9時から
- 2 場所
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟新館2階職員研修室
- 3 議題
【審議】
 - (1) 熊本都市計画区域、宇土都市計画区域、植木都市計画区域及び城南都市計画区域の変更の件
 - (2) 熊本都市計画区域区分の変更の件
 - (3) 熊本都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の件
 - (4) 熊本都市計画道路及び宇土都市計画道路の変更の件
(南高江川尻線他1路線：熊本市、宇土市)
 - (5) 熊本都市計画道路の変更の件
(新南部四方寄線他12路線：熊本市、合志市、益城町、菊陽町、嘉島町)
 - (6) 熊本都市計画及び植木都市計画下水道の変更の件
(熊本北部流域下水道：熊本市、合志市、菊陽町)
 - (7) 宇土都市計画区域の変更の件
 - (8) 宇土都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の件
 - (9) 宇土都市計画道路の変更の件(杉島松山線：熊本市、宇土市)
 - (10) 宇土都市計画下水道の変更の件
(富合公共下水道：熊本市、宇土公共下水道：宇土市)
 - (11) 玉名都市計画区域及び長洲都市計画区域の変更の件
 - (12) 玉名都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の件
 - (13) 玉名都市計画道路及び長洲都市計画道路の変更の件
(築地大倉線他5路線：玉名市)
 - (14) 玉名都市計画公園の変更の件(蛇ヶ谷公園他1箇所：玉名市)
 - (15) 長洲都市計画区域の変更の件

- (16) 長洲都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の件
- (17) 長洲都市計画下水道の変更の件
(岱明公共下水道：玉名市、長洲公共下水道：長洲町)
- (18) 水俣都市計画公園の変更の件（水俣広域公園：水俣市）

【報告】

鞠智城大規模歴史公園整備計画の基本コンセプトについて

- 4 傍聴者の定員
20名
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴を希望される方には、審議会開会の1時間前から10分前までに、受付にて整理券を配布します。
 - (2) (1)において配布した整理券を持って、審議会開会10分前に受付に集合してください。
 - (3) 傍聴を希望される方の総数が傍聴者の定員を超える場合は、抽選により傍聴者を決定します。
 - (4) 傍聴を認められた方は、受付において氏名及び住所を記入し、係員の指示に従い会場に入室することができます。
- 6 傍聴される方には、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。
 - (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明することはできません。
 - (2) はり紙、旗、プラカードの掲示、はち巻、腕章の類を身につける等示威的行為はできません。
 - (3) 会場内での飲食はできません。
 - (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等はできません。
 - (5) 会場内で携帯電話等の通信機器を使用することはできません。
 - (6) その他会議開催中に秩序を乱したり、議事を妨害するようなことはできません。
 上記のほか、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。
傍聴される方が以上のことをお守りいただけない場合は、退場していただく場合があります。
- 7 非公開の案件
今回の審議会では「3案件」のうち、【審議】(12)については、都市計画法第17条第2項の規定にもとづく意見書が提出されましたので、「審議会等の会議の公開に関する指針第3公開の基準」ア又はイに該当し非公開となり傍聴はできません。
なお、【審議】(2)(3)(4)(9)及び(18)については、2月24日(金)までに都市計画法第17条第2項の規定に基づく意見書の提出があった場合は非公開となり傍聴はできません。非公開となった案件につきましてはホームページでお知らせします。
他の案件につきましては、公開としますが、公開の案件の審議中であっても、「審議会等の会議の公開に関する指針」第3公開の基準に該当する場合には、あらかじめ公開非公開の決定権限を会長に委任しておりますので、会長の判断により公開、非公開の別を決定することとしています。
- 8 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県都市計画審議会事務局（熊本県土木部道路都市局都市計画課）
電話番号：096-333-2520

天草不知火海区漁業調整委員会指示第147号

アサリ資源の繁殖保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。ただし、漁業権者である漁業協同組合が同一漁業権漁場内で移植する場合、又は試験研究機関が試験研究のため採捕する場合は、この限りでない。

平成24年2月24日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 堤 泰博

- 1 指示の内容
宇城市（有明海側を除く。）から熊本県と鹿児島県との境に至る地先海面並びに上天草市、天草市及び天草郡苓北町の地先海面において、殻幅12ミリメートル未満のアサリを採捕してはならない。
- 2 指示の有効期間
平成24年3月1日から平成26年2月28日まで。

熊本県立図書館協議会公告第6号

熊本県立図書館協議会の会議を次のとおり開催する。

平成24年2月24日

熊本県立図書館協議会長

- 1 開催日時
平成24年3月7日（水）
午前10時から午前12時まで
- 2 開催場所
熊本市出水2丁目5番1号
熊本県立図書館 3階大研修室
- 3 議題
（1）熊本県立図書館協議会設置条例の改定について
（2）平成23年度事業報告について
（3）平成24年度事業計画について
- 4 傍聴人の定員
10人
- 5 傍聴手続
（1）傍聴希望者は、会議の開始予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
（2）傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本市出水2丁目5番1号
熊本県立図書館協議会事務局（熊本県立図書館総務課総務企画係）
（電話 096-384-5000）

菊池地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第2号

平成23年度第2回菊池地域保健医療推進協議会救急医療専門部会（兼地域健康危機管理推進会議）を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成24年2月24日

菊池地域保健医療推進協議会救急医療専門部会長

- 1 開催日時
平成24年2月24日（金）午後3時から午後5時まで
- 2 開催場所
菊池市隈府1272-10
菊池地域振興局 別館2階 大会議室
- 3 議題
（1）救急医療に関する事項
（2）健康危機管理に関する事項
（3）その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
（1）傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、菊池地域保健医療推進協議会救急医療専門部会事務局の許可を得たうえで、入室することができる。
（2）傍聴の手続は、先着順に行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
菊池市隈府1272-10
菊池地域保健医療推進協議会救急医療専門部会事務局
（熊本県菊池保健所総務企画課）
（電話 0968-25-4156）